

平成19年度

第2回

秋田県国土利用計画審議会議事録

開催日時 平成20年2月1日（金）
午後1時30分から午後3時まで

開催場所 秋田県庁議会棟 大会議室

出席委員	河 辺 信 男	会長	木 村 一 男	委員
	井 上 正 鉄	委員	神 部 モ モ	委員
	木 村 一 裕	委員	鈴 木 玲 子	委員
	金 子 健 三	委員	宍 戸 豊 和	委員
	上 村 レイ子	委員	梅 森 栄利子	委員

平成19年度第2回秋田県国土利用計画審議会

司会（鈴木課長）

たいへんお待たせしております。梅森委員がまだお見えにならないようですけれども、定刻になりましたので、ただいまから平成19年度秋田県国土利用計画審議会を開催いたします。暫時、司会を務めさせていただきます、建設交通部建設管理課の鈴木と申します。よろしくどうぞお願いいたします。

本日の出席委員は、現在9名となっております、秋田県国土利用計画審議会条例第6条に規定する過半数を超えてございます。本日の会議が成立しておりますことを報告申し上げます。なお、5名の委員の方々は所要により欠席のご連絡をいただいております。それでは、次第に従いまして進行いたします。はじめに、河辺会長からごあいさつをお願いいたします。

河辺会長

本日はお忙しいところ、また寒い中、秋田県国土利用計画審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。秋田県は経済状況を反映いたしまして、あまり明るいニュースはありませんけれども、どうにかしてこれを抜け出したいなど、私個人的には思っております。

さて、本日の審議会は次第にもございますけれども、二つの大きな議題だと思えます。一つは秋田県土地利用基本計画の変更案について、二番目は昨年の10月30日にも検討された議題ですけれども、秋田県国土利用計画（第四次）素案について、ということでございます。前にもお話ししましたが、私個人としましては、国土利用計画というのは非常に抽象的で、どういう風に切り込んでいったらいいのかなかなかわからなくて、イメージがわからないというのが実情です。みなさんも多少そのようなところがあるんじゃないかと思いますが、限られた時間内でございますけれども、あまり堅苦しくはしたくありません。ですから、意見はどうですかということどうも堅苦しくなりがちですので、私としては意見もそうですが、感想的なものでもいいですし、何でも質問をしてもらってこの会を元気に進めていきたいなと思っております。非常に限られた時間内ですけれども、どうぞご支援、ご協力の程をお願いしまして、はなはだ簡単ですが私のあいさつといたします。ありがとうございます。

司会

ありがとうございました。続きまして、建設交通部次長の山岡よりあいさつさせていただきます。

山岡次長

建設交通部の山岡でございます。

本日は、国土利用計画審議会を開催いたしましたところ、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日ごろより県政の推進にご尽力を頂いておりますことに対し、心より感謝申し上げます。

さて、国土利用に関する最近の動向であります。国土形成計画全国計画案が昨年12月に国土審議会です承され、パブリックコメントの募集も1月中旬までに行われております。今後、閣議決定を経て、今年度中に公表予定と聞いておりますが、国土利用計画全国計画についても一体で検討が進められ、両計画が同時に決定、公表されることとなっております。

新たな国土利用計画では、国土利用の質的な向上をより一層目指すとともに、持続可能な国土管理、国土利用の総合的なマネジメントに取り組むことを明記しておりますし、また、国土形成計画では、安全で美しい国土の再構築と継承を目標の一つに掲げるなど、これまでの量的拡大、開発基調からの転換を基軸に検討がなされているところであります。

本県におきましても、こうした流れを踏まえながら秋田県国土利用計画の見直しについて、皆様からご意見をいただきながら検討を進めてきたところであります。本日は、その中間報告を議題の一つとして予定しております。今後は、基本とする全国計画の最終決定時期を見極めながら所要の調整を図り、速やかに県計画の改定案を当審議会にお諮りしたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

また、定例の案件であります。由利本荘農業地域の拡大ほか7件の土地利用基本計画の区域変更に関する審議もお願いしてございます。限られた時間ではございますが、それぞれのお立場からどうか忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。本日はよろしく願いいたします。

司会

それでは、会議に入ります前に、本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。先ほどごあいさつを頂きました河辺委員でございます。次にお手元に配布してございます名簿の順にご紹介させていただきます。木村一男委員でございます。井上委員でございます。神部委員でございます。木村一裕委員でございます。鈴木委員でございます。金子委員でございます。宍戸委員でございます。上村委員でございます。梅森委員でございます。

出席しております職員につきましては、名簿をご確認いただき、紹介

は省略いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は、河辺会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（河辺会長）

議事に入ります前に、ひとつだけお願いがありまして。本日の議事録に関する署名のお願いなのですが、今回は署名人を神部委員にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。知事から当審議会に、「秋田県土地利用基本計画の変更（案）」について諮問されておりますので、これについて審議を行います。はじめに、事務局より説明してください。

事務局（佐藤）

まず、事前に送付いたしました資料等の確認をさせていただきます。はじめに「審議資料」と表題のついた資料で、1つ目は、秋田県土地利用基本計画の変更にかかる資料といたしまして、「土地利用基本計画の変更について（案）」、添付資料として、「秋田県土地利用基本計画の変更概要」、2つ目は、秋田県国土利用計画（第四次）素案に関する資料で、「秋田県国土利用計画（第四次）素案に関する意見と対応」、1枚ペーパーで「素案の要点」、「秋田県国土利用計画（第四次）素案」、「計画改定に関する経緯」の4種類。次に「参考資料」として、秋田県国土利用計画審議会委員名簿、関係法令等をまとめた資料、土地利用基本計画制度の概要、以上を送付させていただいております。資料が不足しているようでしたら、お知らせください。

それでは、「秋田県土地利用基本計画の変更（案）」についてご説明いたします。諮問文が表紙となっております資料を御覧ください。

2ページを御覧ください。変更概要ですが、今回変更しようとする地域は、農業地域の拡大が14ha、森林地域の拡大が31ha、縮小が39ha、森林地域の合計で8haの縮小、五地域全体の合計で6haとなっております。都市地域は都市計画法に基づく「都市計画区域」、農業地域は農業振興地域の整備等に関する法律に基づく「農業振興地域」、森林地域は森林法に基づく「国有林」及び「地域森林計画対象民有林」の区域、自然公園地域は自然公園法に基づく「自然公園指定区域」、自然保全地域は自然環境保全法及び秋田県自然環境保全条例に基づく「自然環境保全地域」と、それぞれ個別に規制する法律による指定地域と一体の地域を示しています。規制区域を変更しようとする場合は、事前に土地利用基本計画の変更が必要であり、この変更を協議する過程において、それぞれの地域区分の指定状況を俯瞰し、地域の適合や矛盾がないか等、相互の地域との調整を図ることとなります。

3 ページを御覧ください。変更内容を個別に見ますと、農業地域は、由利本荘市に所在する農業地域の拡大、森林地域は、由利本荘市、三種町、大仙市に所在する森林地域の縮小、鹿角市、仙北市、横手市に所在する森林地域の拡大で合計8件となっております。

4 ページを御覧ください。区域の変更に係るこれまでの調整経過ですが、変更区域の所在する市町村との調整、県庁内で組織する土地利用調整委員会における調整、国の地方支分部局との意見調整を行い、いずれも変更案について異議なしとの回答を得ております。また、ここに記述はございませんが、国土交通省を通じて国の関係省庁との事前調整手続きも行っており、1月15日付けで特に異議のない旨、回答を得ております。

次のページから変更内容を説明する資料となりますが、変更概要をまとめた資料を添付資料としてご準備しておりますので、そちらを使って説明いたします。添付資料「秋田県土地利用基本計画の変更概要」を御覧ください。1 ページ目は全体の変更位置を示したものであります。2 ページをお願いいたします。整理番号1、2は同一の区域に係るものであり、民有林の一部を林地開発により農業施設、具体的には養豚施設を整備するもので、開発に伴う森林地域の縮小及び農業振興地域の拡大を同時に行うものであります。場所は由利本荘市中俣、旧大内町の旧雄和町につながる県道沿いの地域となっております。3 ページが変更前、水色の箇所が田んぼでその周囲は森林です。4 ページが変更後の図面で、色塗りされた箇所が変更箇所、面積が約14ha、事業区域内のうち周辺は森林をそのまま残す、残置森林となる箇所です。民間事業者が実施主体であります。家畜排せつ利活用施設整備に関する交付金を受けて実施される事業であり、現在は施設整備中となっております。現況写真は、8月下旬の造成時の状況を確認した際のものであります。6 ページを御覧ください。三種森林地域の縮小は、林地開発許可を受け、砂採取を行ってきた場所について、砂の採取後に発生した平地を畑として利用し、森林に戻らない区域について除外しようとするものであり、開発は民間事業者ですが、土地は個人所有地となっております。7 ページの図面を説明しますと、赤色の区域が縮小される部分であり、縮小面積は1ha となっております。現地を確認した際の現況写真は8 ページのとおりです。9 ページを御覧ください。同じく三種森林地域の縮小ですが、陸上自衛隊が使用する射撃場造成により、森林でなくなる区域について除外しようとするものです。次のページに森林計画図及び射撃場の計画図を示しておりますが、外枠となる事業区域を自衛隊が用地取得し、そのうち施設が整備される色塗りされた部分が森林から除外される区域で、約6ha となっております。

ります。現地に入って確認することが出来なかったため、林地開発の完了を確認した際の写真で状況を確認しました。13ページを御覧ください。大仙森林地域の縮小は、秋田県環境保全センターの最終処分場の整備にかかるものであり、昨年度完了した一部の区域について、林地開発の完了確認がなされ、森林から除外する必要があるため、土地利用基本計画を変更しようとするものです。14ページに土地利用図を示しておりますが、埋立用地が2箇所、中央を通る管理用道路及び浸水処理施設や防災調整池などの諸施設に使用する区域、約18haを森林から除外するものです。15ページは、現地確認の際の現況写真となっております。なお、森林地域の縮小については、いずれも森林計画対象民有林として指定されている区域内で、林地開発許可制度に基づいて、災害や水害の防止、森林の持つ水源の涵養機能、環境の保全等、一定の基準を満たしていれば、その開発を許可しなければならないため、開発の結果森林以外の用途に転換され、開発が完了し、付与条件等を確認したのものについて、土地利用基本計画及び地域森林計画から除外することとしております。16ページを御覧ください。鹿角市八幡平に位置する現況森林であり、周辺が河川及び農用地になっております。森林の部分は西側、図面では左側に斜面となっており、土砂崩落が発生した箇所もあるため、森林区域に編入し、保全を図っていこうとするものです。編入しようとする赤色部分の面積は、10haとなっております。19ページを御覧ください。仙北市田沢湖の田沢湖畔に位置する現況森林であり、広葉樹及び一部スギが生育しております。周辺の民有林及び国有林と一体として森林機能の増進を図る必要があることから、森林計画対象民有林の区域に編入しようとするものです。次のページを御覧ください。編入しようとする面積は19haとなっております。22ページを御覧ください。横手市（旧平鹿町）醍醐に位置する森林伐採地に再植林を行っている区域であり、今後森林としての生産機能や諸機能の増進を図る必要があることから、森林計画対象民有林の区域に編入しようとするものです。23ページに示す編入面積は2haとなっております。以上8件の変更であります。

諮問案にお戻りいただき、22ページを御覧ください。手続きの流れ、スケジュールに関して、ご説明いたします。土地利用基本計画を変更しようとする場合は、国土利用計画法の規定により、国土利用計画審議会及び市町村長の意見を聴き、国土交通大臣に協議し同意を得ることとされております。さきほどご説明いたしましたが、市町村長や国の機関等との事前調整では特に異議のない旨回答をいただいております。当審議会において変更案をご審議いただいたうえで、国土交通大臣あて土地利用基本計画の変更について協議し、変更同意する旨の

通知を受け、公報により告示することとなります。その時期は概ね3月下旬で、同様の日程で変更告示をを予定しております。

また、関係する農業振興地域の区域変更は、土地利用基本計画の変更と同日に告示の予定、森林地域の拡大・縮小については、20年度中に開催される森林審議会において意見を聴き、決定されることとなります。なお、次の23～24ページは、ただいま説明いたしました変更区域の補足説明をまとめた資料となっております。内容としましては重複しますので、詳細説明は割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、土地利用基本計画の変更（案）についてご説明いたしました。御審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは審議に入ります。ただいまの件について、何か御意見、御質問をお願いします。

宍戸委員

2点ほどお伺いいたします。この諮問のタイミングなんですけれど、最初この資料をいただいたときに、現況が森林でなくなったのという書き方をしております。今説明をしていただいたこと、それから補足資料でいろいろ事情はわかったのですが。法律に基づいていろいろな手続きが進められる中で、一番終わりの方に国土利用計画審議会に諮問をするということなんです。だいたい手続きとしてはこういうやり方が一般的なんです。ということについて教えてください。というのは、もう写真でもはっきりしてわかるんですが、工事が進んでいて、ここで、この審議会でこれはまずいのでやめろと、オーケーできないということに仮になった場合は混乱を起すでしょうから、もう外堀を埋められた中で審議をするということになりますと、ルールは敷かれているんだなということなんです。その辺を教えてください。それからもう1点なんです。森林地域を拡大する箇所がございますけれど、地図を拝見いたしますと、どうしてこの地域が森林地域でなかったのかなと。なかったというよりは、何か目的があって森林地域から除外されて、それをまた元の森林地域に復元するということではないのかなと私は考えたのですが、そのあたりの事情を説明してください。

事務局（佐藤）

まず、1点目でございますけれども、諮問のタイミングということですが、過去にも、また全国的にもお話をいただいている件でございます。森林の開発に関しましては、ある一定以上の大きい面積になりますと、その開発の可否について森林審議会の中で、開発が適当であるかどうかについて意見を徴する機会がございます。土地利用基本

計画の規制区域については、開発そのものの検討をいただくというよりも、その区域が森林の地域あるいは都市計画の区域等に含める、含めない、面としてその区域指定が適切であるかどうかについて諮問をさせていただき、ご意見を伺うということで、開発そのものの諮問ではないという違いが一つございます。それからもう一つは、区域指定あるいは除外ということには開発も絡んでくるものではあるのですが、規制区域に関する法律と開発許可に関する制度の二本立てになっている背景がございまして、本来開発してはいけないところあるいは保全すべきはずのところ、特例的に開発を許可するというものであります。その特例については事前に行われてしまうことから、後でこの国土利用計画審議会に諮問しているのではないかとお話をいただくことになるのですけれども、現状の法体系に則りますとこうした手続きをとらざるを得ないということを説明させていただきます。

それから、二番目の森林の拡大についてであります。森林の区域につきましては、森林部局の方で地域振興局を通じまして、現況が森林となっている箇所を毎年確認したり、林業における施業の中で森林区域から抜けていたことが分かるなどの事例が何件か出てきます。そうしたものをまとめて確認できればよいのですけれども、森林の生育状況によるところもございまして、なかなか一斉にはあげることができないという実情もございまして、今回の案件については、過去に一度森林区域から除外をしたというのではなく、もともと森林区域でなかったところが新たに森林として認められるような現況に至ったものであります。なお、横手の部分につきましては新たに杉の植林をしております。従前も杉林ではあったのですが伐採時点では森林区域ではなく、所有者の意向で植林し、森林を保全管理していこうということから、現状が森林ではございませんが今後生育していく森林として区域に編入しようというものであります。田沢湖の部分につきましても、結果的に見ますと森林区域から抜けていた部分でありまして、経緯が少し分からないのは、付近にスイス村があり、現在は営業しておらないのですが、それとの関係で一部除外されていたものであるのかもしれませんが、確認は取れず、もともと区域から抜けていたものであろうと思われまして、と申しますのは、対面する田沢湖畔の方には、牧畜をするような草地が広がっておりまして、この一部が森林に生育した結果林地化したものであろうとも見られます。

議長

宍戸委員、よろしいですか。ほかに何かありませんか。

鈴木委員

今のお話に関連して思ったのは、1番、2番の由利本荘市の地域の

ところで、2番の開発許可が19年5月に出ている、他の3、4、5というのは完了確認までやっているところですが、1番、2番は昨年5月に開発許可をとっている。写真を見るとほとんど森林でなくなっている部分で、バイオマスの施設整備をするようであり、こうした開発許可についてというんじゃなくて、その地域が森林地域であるかどうか、区域を外すかどうかについて審議しなさいということの説明でよろしいのでしょうか。

事務局（佐藤）

由利本荘市の森林の縮小に関してであります。その他の森林地域の縮小を見ますと、今ご指摘ありましたように開発の完了確認が行われたものとなっております。本来の土地利用基本計画の変更において、森林から除外するルールと申しますか、基準としては前年度完了確認し、完全に森林ではなくなったものについて今年度の変更案件として取り上げることとしております。ただし、今回の由利本荘市の部分については、ある意味特例的な要素でもありますが、一方で農業地域として拡大をしたいということもあり、農業地域の拡大を今年度変更案件とし、来年になってから森林地域を縮小するのでは、おかしいのではないかと考え、森林から農地と申しますか、農業施設用地として土地の利用を転換する一連の流れを変更案件として挙げております。最終の確認はしていませんけれども、造成工事としては一部現状の確認、中間確認を森林部局で行っておりますので、それに基づいて同時に変更しようというものであります。

森林整備課（山田）

今の件ですけれども、12月で大体の造成は終了したということで、中間の確認はしてございます。ただ、時期的に最終的な緑化といったものができないということで、それは春に雪消えしてから確認させていただくということです。ただし、土砂の移動といった作業は完全に終わっており、もう再度森林に復することはないということで、このような取り扱いをしていただいております。

鈴木委員

鹿角森林地域のところの図面に赤く塗ってあるところの隣は河川ですか。

事務局（佐藤）

はい、河川です。熊沢川です。

鈴木委員

去年氾濫したところではないですか。

事務局（佐藤）

その位置ではないです。

事務局（七尾） 川は同じですが、場所が違うところです。

川辺会長 この射撃場というのは、飯島にあった射撃場がここに移ったのですか。

森林整備課（山田） はい。自衛隊の移転した場所です。

宍戸委員 もう一回確認をさせてください。国土利用計画審議会に対する諮問というのは、森林地域をあるいは農業地域を他用途へ転用してもいいかどうかということではなくて、関連する法律、法令に基づいて手続きを進めて、現況がこのように変更されていて、例えば森林ではなくなっているところを森林区域から除外してもいいか、あるいは農地から除外してもいいか、ということなわけですか。確認です。

事務局（佐藤） 今、森林の縮小の案件が非常に多いものですから、いかにも終わったものについて意見を問うという意味にとらえられがちなんですが、例えば都市計画の区域を拡大していきたい、あるいは農業振興地域を拡大したいという場合に、現況は農地だったり宅地になろうとしている場合もありますが、そうしたエリアを広げていこうとするとき、五地域全体に俯瞰し、審議会委員の皆様の意見を先に聞いて、その後都市計画であれば都市計画区域の拡大に関して詰めていくことになるなど、事前に調整する上位の計画として審議していただくというのが前提となっております。ただし、近年そのような都市の拡大ですとかのような案件はございませんで、毎年あるのが個別の林地開発後における森林の縮小という案件が多いものですから、事後の確認なのですね、ととらえられがちなのですが、建前的には前段に申しましたようなことについて意見をいただくものであると考えております。

議長 それでは、他に質問等がないようですので、今回の諮問に対する結論をまとめたいと思います。

諮問案を了とし、答申することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議がないようですので、原案に異議のない旨を答申することに決定いたします。

次の議題に進みます。「秋田県国土利用計画（第四次）素案について」となっています。事前に資料が配付されていますが、これについて

て事務局より説明してください。

事務局（七尾）

それでは、秋田県国土利用計画（第四次）素案について説明致します。

今年度第1回目の国土利用計画審議会を、昨年10月30日に開催いたしました。中間報告ではありましたが、国土利用計画の改定素案及び関係資料をお示しし、その内容などについて、ご審議をいただきました。審議過程において、委員の皆様からご指摘いただいた点もございまして、県庁内の関係課、県内市町村、国の出先機関等に対しても、改定素案等に対する意見調整を行ってまいりました。それぞれよりいただいたご意見を踏まえ、素案に一部修正を加えておりますので、その内容についてご説明いたします。

資料(2)-1をご覧ください。1ページは、県庁内での意見調整による修正箇所です。「環境の保全と美しい県土の形成」に関する記述について、秋田県地球温暖化対策地域推進計画と表現を合わせた方がよいとの意見があり、枠内のように文章表現を改めました。次に2ページをご覧ください。市町村国土利用計画担当課との意見調整による修正箇所です。1点目は、「県土利用の現状と課題」に関する記述について、都市的土地利用の中で「事務所・店舗その他宅地」が過去13年で最も面積の増加率が高く、この要因について記述がないので記述すべきとの意見があり、枠内にあるとおり（3）として新たに記述を追加しました。2点目は、土地利用転換の抑制に関する記述についての指摘でありましたが、全面的な土地利用転換の抑制まではなかなか踏み込めないこと、一定の土地利用転換は必要に応じて行われるが、その場合にあっても周辺環境との調和を図るなど、段階的な検討を踏まえた適切な土地利用を図ることを、必要な措置の概要で記述したものであり、この点については原案のままとしております。3ページをご覧ください。国の出先機関等との調整では、森林に関する用語について修正意見があり、それぞれ枠内のおり改めました。4ページをご覧ください。最後になりましたが、前回の審議会においていただいた意見から記述を見直したものです。1点目は、耕作放棄地発生の原因を考えると、「耕作放棄地等の発生の防止と適切な利用」というのは表現を改めるべきではないかとのご意見でした。これに対しては、枠内に示すとおり「耕作放棄地等の適切な利用と発生防止に取り組む」と表現を改めました。2点目は、都市、農山漁村、自然維持地域と地域類型を分類しているが、「農業集落」に着目した県土利用の基本方向を盛り込むべきであるとのご意見でした。集落が農山漁村を形成し、持続的に活動する基本となる単位であろうとの考えから、生活環境の

整備や農林水産業の施策・支援、多様な就業機会の確保等を通して、集落機能の維持・再生を図っていくことを表現に加えました。

前回の素案から以上の箇所について訂正し、その変更箇所は資料(2)-3に明示しました。資料(2)-3をご覧ください。4ページをお願いいたします。「都市的土地利用の現状と推移」に(3)その他の宅地の動向を追加しました。7ページをお願いいたします。中段の耕作放棄地等に関する記述を訂正しました。8ページでは、集落機能の維持再生を図ることについて記述を追加しました。15ページをご覧ください。

「3県土の保全と安全性の確保」では、森林に関する用語の訂正「4環境の保全と美しい県土の形成」では、温暖化に関する表現の見直し17ページ、「6県土の有効利用の促進」では、森林に関する用語の訂正、などについて修正しております。

次に、資料(2)-2をご覧ください。現在まとめた素案の要点、改定計画の構成についてまとめたものとなっております。改定計画のポイントとしましては、低未利用地の増加、土地利用転換の鈍化傾向を踏まえ、土地の量的調整を主眼とするこれまでの計画から、「安全・安心」「循環と共生を重視」「美しさ」など、県土利用の質的な向上をより重視したこと、土地需要の調整を図るだけでなく、県土の利用を総合的にマネジメントしていくという視点を加えたことです。

次に、資料(2)-4の裏面をご覧ください。前回御報告しましたスケジュールでは、全国計画の閣議決定時期は平成19年中頃となっておりますが、11月中旬の国の国土審議会に提出された会議資料より、その時期が「平成19年度中」と改められております。このため、県計画の県議会への提案時期は2月県議会ではなく、全国計画決定・公表後の6月県議会が望ましいとの判断から、今後の手続き予定時期を延長しております。具体的に申し上げますと、年度内の閣議決定・公表と同時期をめどに、県計画のパブリックコメントの募集を行いました。最終的な計画案の修正を行ってから、その後4月下旬頃になるかと思いますが、国土利用計画審議会へ諮問・答申をいただきたいと考えております。そうした手続きを経て、県議会へ計画改定案の提案を行う予定であります。

本日は、計画案の全文について再度ご覧いただき、前段でご説明いたしました原案をもとにした意見調整による修正内容を含めましてご審議いただき、素案としてまとめたいと考えておりますのでよろしくようお願いいたします。

議長

それでは、再度審議に入ります。御意見、御質問をお願いいたします。

井上委員

資料(2)-1の最初のページですけれども、環境あきた創造課からの意見ということで書いてあるのですが、地球温暖化というのは今一番ホットな話題なんでしょうけれども、この計画自身が1年、2年のことではない、長い計画であろうと思います。ちょっと前まで騒いでいたダイオキシンの完全に鎮火しているなどもあり、今、地球温暖化が騒がれているからということではなくて、やっぱり最初のところにある環境の保全と美しい県土の形成ということですから、ここの(1)としては、地球環境保全に向けたという表現で、単に温暖化防止だけではないと思っております。そういうことで、私自身は受け入れがたいと思います。

事務局(佐藤)

ご意見として検討させていただきます。

議長

地球温暖化という分野が狭くなるんですかね。

井上委員

地球環境を悪化させている要因の一つが地球温暖化ということでしょうから、環境の保全と美しい県土の形成ということであれば、もっと他の要因もあると思います。

穴戸委員

あの、因縁をつけるわけではないんですけれども、素案の6ページに県土利用の質的向上とありまして、また資料(2)-1の意見と対応の2ページ目、下の方の箱の中の説明にもあるんですけれども、この「質的向上」という言葉と「有効利用」という言葉を、どういう風に違う概念で使われているのかな、と感じました。それと1枚ものの素案の要点という非常にコンパクトにまとめた資料の、県土利用の質的向上という部分の中に、安全で安心できる県土利用というのが一番上のところにありますが、例えば河川災害だとか土砂崩れだとか、そういう危険性のあるところについては、そういう災害が起きないように手を打つということが、安全で安心できる県土利用の一つの方向であるかなと思うんですけれども、そういった防災面での手当てをした場合に、同じところに書いてある美しくゆとりある県土利用を意識しながら、また、この中にうたわれていますが、自然との共生といったことを意識しながら生活するのは、場合によってはものすごく矛盾するところがあって、防災と自然の中であるいは自然に囲まれて生活したいということのバランスをどのようにとっていくか、ということになるんじゃないかと思うんです。質ということを考えた場合のバランスの取り方、抽象的な言い方で申し訳ないんですが、それはどのようにお考えなんですか。

事務局(佐藤)

最初の方でご指摘のありました、質的向上、それから有効利用という言葉の使いについてということですが、質的な向上というのは、県の中でいえば秋田県の行政区域というエリアの中で、現状のまま維持をしていく、あるいはよりよい環境、生活環境、自然環境を含めてということでありますが、そうした環境を維持していきつつ、さらによりよい方向へもっていこうとすることを表現として使っております。一方の有効利用というのは、例えばすでに宅地として利用するためなどに開発され市内や郊外に残っているものを、それを使わずにさらに開発するのではなく、今ある土地の現状をそのまま利用していくことを有効利用という表現をあてて使っているつもりです。それから、防災と美しさとのバランスの取り方ということですが、細かい視点で見えていきますと、確かに一部矛盾する点もあり、例えば防災のためにコンクリートで固めた方が効果的な場合などもあるのですが、森林等の植生を生かすなどによりバッファエリアなど緩衝地帯を設けながら、自然との共生を図りつつ、防災のエリアを確保していこうとする場合もあるでしょうし、明らかに防災上危険な場所であるというところは、居住地ではなくて自然の環境に戻すということも考えられると思います。個別のエリアについては、それぞれの事業なり細かい調査を通じて、個別状況を見ていくということになると思いますけれども、そういった大きな基本理念を持ちながら、防災事業でもそうですし、自然環境を保持する事業についても、ここに掲げた同じ視点をベースにしながらか進めていこうということを、国土利用計画の中では記述していきたいと思っております。

穴戸委員

この利用計画ですと、非常に多岐にわたるものを凝縮した形で、しかも部分的に抽象的に書かなければならないという必要があるということで、難しいと思うんですが、おそらく私が思うに質的向上というのは、農村地域、農業地域だったらその地域での生産性を高めるというか農業生産に力を入れて、いわゆるたくさんものが生産できる田畑にしていくとか、森林であれば放置をしていないで、かなり長い年月がかかっても材を再生産できる一つのサイクルの中に組み込んでいける森林にするとか、都市地域であればそこで県民の生活が活発に展開されているというようなことが、質的向上につながるのではないかと、私自身は思っています。基本方針に書いてある中で、自然との関わりを考えた時、今おっしゃったようにかなり矛盾するところが出てくる場合に、どこでどういう風にバランスをとるというか、どこまで妥協するということか、許容するということか。そういったことが求められてくるのではないかなと。これは別に素案の中に書かなくてもいいんですが。

考え方としてはそういうことになってくるんじゃないかと。我慢するところは、多少のデメリットを承知しながら我慢しなければならないという部分が出てくるのではないかなと感じたものですから、お話ししました。

事務局(七尾)

今のお話は大変貴重なご意見ですので、今後のいろいろな場面でその精神を参考にしていきたいと思います。

議長

時間も迫ってきましたので、最後のご質問ございませんか。

それでは、ここで審議を打ち切り、整理いたします。事務局においてとりまとめた、秋田県国土利用計画の第四次改定素案について、当審議会としては了承することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

なお、計画改定案に対する審議会の最終的な意見は、今後パブリックコメントの聴取など各種の手続きを経た後、知事からの諮問に対する答申の形式で行うこととなりますので、引き続き必要な調整を行っていくよう、事務局にはお願いします。

つづいて、(3) その他となっておりますが、事務局より何かございますか。

事務局(七尾)

特にございません。

宍戸委員

ちょっといいですか。

議長

どうぞ。

宍戸委員

さっき井上先生がおっしゃったことは非常に大事なことだと思うのですが、その取り扱いはどのようにされるのでしょうか。

事務局(佐藤)

今整理の過程ということでございまして、また、国土交通省それから関係する省庁とも現在協議を進めております。そこでもまた、素案に対する意見もあるかと思っておりますので、そこで併せて文言等をご検討させていただいて、4月の審議会の段階でご報告させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。最後に私からですが、そうすれば4月にもう1回審議会があるということですよね。

事務局(七尾) はい。先ほどのスケジュール表にも記載しておりましたが、予定ですが4月下旬の国土利用計画審議会は、20年度としては第1回目ですが、計画の改定に関わる審議会として通算3回目にあたります。これを4月の下旬に開催したいと、現在は考えております。

議長 最終案のための会議ですね。みなさんよろしく申し上げます。
それでは、これを持ちまして、本日の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

司会 委員の皆様には、貴重な御意見をいただきまして本当にありがとうございます。なお、スケジュールが延びておりまして、ご迷惑をおかけしております。作業は精力的に進めますので、どうかご了承ください。以上を持ちまして、国土利用計画審議会を終了いたします。ありがとうございました